

指定認知症対応型共同生活介護及び  
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第1条 社会福祉法人晃宝会が設置するグループホームあじさい園 宝（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従業者（以下「従業者」という。）が、認知症状を伴う要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とする。

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。

2 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームあじさい園 宝  
(11 丁目ユニット・12 丁目ユニット)
- (2) 所在地 奈良市南村塚町 99 番 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況を把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 各ユニット1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 各ユニット4名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

2 前項に定めるほか、必要な従業者を置くことができる。

(事業の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名 合計18名とする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替えの等の介助
- ②日常生活上の世話
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④健康管理
- ⑤相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、施設サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 指定サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型サービ

スに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第126号）」指定サービスを提供した場合の利用料の額は、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第128号）」によるものとし、当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。

- 2 家賃については、月額46,000円を徴収する。
- 3 食材料費については、日額1,500円を徴収する。
- 4 その他に日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 5 月の途中における入退所については日割り計算とする。
- 6 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定サービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。
- 9 本事業所は本条で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用改定にあたっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該指定サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

#### （入退所に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援者）であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ①認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者。
  - ②認知症状に伴う著しい行動異常（自傷他害の恐れ）がある者。
  - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。
- 2 利用申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
  - 3 利用申込者が入院治療を要する者であること（病院又は診療所に入院した場合、1ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び入所できるものとする。）等、利用申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や保険医療、福祉サービス提供者との密接の連携に努める。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

- 第14条 指定サービスの提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 本事業所は、提供した指定サービスに係る利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（情報公開）

第16条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号厚生省労働省老健局計画課長通知）、以下「省令基準通知」という。）第12号の4の（12）に基づき、ホームページにおいて公開する。

- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所は提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（虐待防止に向けた体制等）

第17条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- （1） 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
  - （2） 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - （3） 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
  - （4） 食事を与えないこと。
  - （5） 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
  - （6） 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
  - （7） 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
  - （8） 性的な嫌がらせをすること。
  - （9） 当該利用者を無視すること。
- 2 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- （1） 施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
  - （2） 虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策

定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

- (3) 施設の従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、施設の従業者に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

#### (身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。  
また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービス開始日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人晃宝会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。